

訪問診療等に使用する車両に係る簡素合理化について

1 簡素合理化の対象車両

- ① 医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等のために使用する車両
- ② 訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の利用者の居宅において、日常生活の世話、療養上の管理及び指導等を行うサービスを提供するために、これらのサービスを行う者が使用する車両

2 申請書類の簡素合理化

(1) 用務等を疎明するための添付書類

駐車日時や用務を疎明するための添付書面として、

- 訪問サービス事業の指定書又は訪問サービス事業の委託契約書の写し
- 駐車の日時、場所及び運転者等を記載した一覧表
- 訪問診療等事業者が保有する訪問計画書
- 居宅サービス計画、利用者との契約を示す書面

等、事業指定を示す内容及び駐車日時・場所等が記載されていれば、業務を行う際に作成した既存の書面で構いません。

※ 医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については提出不要です。

(2) 訪問先を追加する場合の添付書類

すでに駐車許可を受けている期間中に、新たに訪問先が追加になった場合は、改めて訪問先一覧表等を作成する必要はなく、追加となった訪問先を記載した書面を追加提出していただければ足ります。

(3) 許可申請の一括受理等

訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合には、駐車許可を一つの警察署に一括して申請することができます。

3 緊急やむを得ない場合の駐車許可申請

(1) 緊急やむを得ない場合においては、FAX又は電話により駐車許可申請を行うことができます。

※ **緊急やむを得ない場合**とは、

- ① 災害時における関係機関車両、家屋点検、手荷物運搬等する場合
- ② 歩行困難な独居老人等で家族等が病院等に送迎する場合
- ③ 危険物を運搬する交通事故車両で長時間駐車を要する場合
- ④ 緊急を要する看護師による点滴措置等の訪問看護又は容態急変等の場合の訪問介護の場合
- ⑤ 柔道整復師による緊急応療の場合
- ⑥ 獣医師による検診の場合（伝染病防疫等活動）
- ⑦ 助産師による出産への立会等の場合
などをいいます。

ア FAXによる場合

警察署に電話連絡していただくと、警察署から申請者に「駐車許可申請書（緊急対応用）」がFAX送付されるので、所要事項を記入の上、当該申請書を警察署にFAX返信していただきます。

イ 電話による場合

警察署に電話連絡していただくと、所要事項を警察官が伺いますので、お答え下さい。

→ その後、駐車許可証の交付方法について、警察官から連絡がありますので、警察官の説明どおりに対応して下さい。